

発議案第19号

教育勅語排除・失効の国会決議を守るよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月28日

八千代市議会

議長 成田 忠志 様

提出者	八千代市議会議員	伊原 忠	印
賛成者	八千代市議会議員	堀口 明子	印
	同	植田 進	印
	同	三田 登	印
	同	原 弘志	印

提案理由

国に対し、教育勅語排除・失効の国会決議を守るよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

教育勅語排除・失効の国会決議を守るよう求める意見書

安倍内閣は3月31日、「憲法や教育基本法に反しない」なら教育勅語を「教材にすることは否定しない」とする閣議決定を行ったことは重大である。

教育勅語については、これまでも国会の議論の中で「教育勅語の精神は取り戻すべきだと今も考えている」（稲田防衛相）、「親を大切にとか、兄弟姉妹仲良くとか、教育上支障のないことを取り扱うことまでは否定しない」（菅官房長官）など、歴史を顧みない言動や態度は許されるものではない。

そもそも教育勅語は、戦前「天皇国家のために身を捧げよ」と子どもたちに教え、おびただしい命を奪った事実を深刻に受けとめ、1947年に「これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國体観に基いている事實は、明らかに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもととなる」として、衆議院では排除決議が、また参議院でも失効決議が採択されたものである。

現職の閣僚からは、「教育勅語にはよい部分もある」とか「現代でも通用する価値観がある」「教育勅語の精神を取り戻すべきだ」など評価する声もあるが、教育勅語での「親子のあり方」や「夫婦のあり方」などは、「主権在君」下の家父長制度や男尊女卑が基本なのであり、基本的人権を保障した現憲法とは相入れないものである。当時、議決に際しての報告でも、「勅語という枠の中にある以上、どんなものでも真理性はない」と断じていたことを真摯に学ぶべきである。

安保法で自衛隊は海外での武力行使が可能となり、今度は「共謀罪」で政権への批判を抑え、子どもたちへの教材に教育勅語を復活させようとすることは断じて容認できない。

よって、本市議会は国に対し、教育勅語排除・失効の国会決議を守るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様